

## 【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が行われてきた。

全国知事会では、これまで、平成 25 年 1 月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成 25 年 7 月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国はポストコロナの新時代を迎える中、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害からの復旧・復興、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されてきたことは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

については、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

### 1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。
  - ① 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
  - ② 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
  - ③ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
  - ④ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
  - ① 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
  - ② 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
  - ① 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと

- ② 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

## **2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について**

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
  - ① 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
  - ② 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
  - ③ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係
- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
  - ① 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
  - ② (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
  - ③ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
  - ④ 道州制における住民自治の強化方策
- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
  - ① 現在、国・地方の歳出約 207 兆円に対し、税収は約 112 兆円(国約 69 兆円、地方約 43 兆円)という状況の中で、道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策
  - ② 現在、国は約 1,097 兆円、地方は約 182 兆円の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

## **3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について**

これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革を進めるべきである。

- ① 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること  
見直しにあたっては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特

区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用を含め、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること

- ② 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合等の取組について検証を行うとともに、希望する地域に国の出先機関を移管すること
- ③ 提案募集方式について、あらかじめ国において見直しの方針を示した上で提案を募り、個々の支障事例に拘泥せず、積極的に検討を行い、できる限り実現を図ること。また、過去に提案された類似の事例についても点検・見直しを行うなど、提案団体に負担を強いることなく、地方分権改革有識者会議において抜本的改革を図ること

また、これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること

さらに、全国知事会が従前より求めている福祉等の分野における「従うべき基準」などについても制度的な課題として横断的な見直しを行うこと

- ④ 法令等に基づく計画策定事務については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において示された原則を踏まえ、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、引き続き制度的な課題として、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと

さらに、各府省においては、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の遵守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

その上で、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、立法過程でのチェック体制を構築すること

- ⑤ 憲法92条における「地方自治の本旨」について議論を深めるとともに、国と地方の役割分担の見直し、地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築など、地方自治の確立に資する制度的課題について検討を行うこと
- ⑥ 国と地方の役割分担については、適切なガバナンスコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の観点から見直しを行うこと

加えて、第33次地方制度調査会及び国と地方の協議の場等を通じて、国と地方のあり方等を検討する際には、新たに危機的な事象が発生した場合に備えて、地方公共団体が機動的に地域の実情に応じた実効性のある対策を行うことができるよう、事前に地方と十分に協議を行い、地方の意見や実態等を十分に反映すること。

- ⑦ 税源移譲を含め、国と地方の税源配分をまずは5対5とすることを目標として、地方の役割に見合ったものとなるよう見直しを進めること

また、地方交付税について、臨時財政対策債の廃止や法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な制度として確立するとともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源を充実すること

- ⑧ 国と地方が協働して政策形成を行うことができるように、施策立案の段階から国と地方が実質的に協議を行う仕組みを深化させること。